

ハイライト:

- ・消費税の転嫁対策特別措置法が成立、施行になります。
- ・平成25年9月分から、厚生年金保険料率が上がります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
消費税の転嫁対策 特別措置法について	1 2
厚生年金保険料率 の改定について	2
標準報酬月額 の改定について	2

残暑の厳しい日が続いています。近頃は、鈴虫の音が聞こえ、少しずつ秋の気配も感じられる季節にようくなりました。

第55号では、消費税の転嫁対策特別措置法について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)

中村友理香(埼玉事務所)



「消費税の転嫁対策特別措置法」について (^_^)

消費税法の一部が改正され、消費税等の税率が、現行の5%から、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げられる予定となっています。消費税は、製造・卸・小売等の各取引の段階で転嫁され、最終的には消費者が負担する仕組みとなっています。しかし、実際には様々な理由で消費税が転嫁できないことがあり、中小企業の経営に大きな影響を及ぼします。そこで、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「転嫁対策特別措置法」という。)」が平成25年10月1日から施行されます。平成29年3月31日までの適用となっています。

< 転嫁対策特別措置法の主な内容 >

消費税転嫁拒否等の行為の禁止

「総額表示」の緩和

消費税に関連づけた安売り宣伝や広告の禁止

中小企業が共同で表示方法等を統一することが可能

転嫁対策特別措置法の主な内容の中で、「総額表示の緩和」について次頁で、解説します。

【総額表示の緩和】

値札やチラシ等に税込価格を表示することにより、消費者が商品等の購入を判断する前に「消費税額が含まれた価格」を一目で分かるようにするものが「総額表示」です。消費税の課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行う際に、商品や役務等に係る税込価格を表示することが義務付けられています。

転嫁対策特別措置法では、価格表示の変更等に係る事務負担軽減のため、「外税表示」が時限的に認められます。ただし、消費者に表示している税抜価格が税込価格であると誤認されないための措置が必要とされます。

< 具体的な表示の例 > 個々の商品の値札の表示価格で、税抜価格であることを明確にする



また、値札等は税抜価格のみ表示し、別途、店内の目に付きやすい場所に、明瞭に「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行うことも認められています。

なお、総額表示を続ける場合でも、税込価格に併せて、「税抜価格」または「消費税の額」を表示することも可能としています。税込価格が明瞭に表示されているときには、税抜価格を強調して表示しても、不当表示には該当しません。

「外税表示」、「税抜価格の強調表示」は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、消費税率引上げよりも前から準備が可能です。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



厚生年金保険料率の改定について (T.T)

平成25年9月分(10月納付分)から厚生年金保険料率が改定されます。一般被保険者の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が現行16.766%から「17.120%」へと引き上げられます。

給与ソフトをご利用の場合、厚生年金保険料率の変更は、社会保険料の徴収時期により異なりますので、料率の変更時期をご確認下さい。

	改定前	改定後
厚生年金保険料率	16.766% (従業員:8.383%) (事業主:8.383%)	17.120% (従業員:8.56%) (事業主:8.56%)

一般以外の方(坑内員・組合保険)、または厚生年金基金に加入されている方は上記の料率とは異なりますので、日本年金機構のHPをご確認下さい。

標準報酬月額の変更にについて

毎年のことではありますが、健康保険料及び厚生年金保険料の新しい標準報酬月額は、9月から翌年8月まで適用となります。給与計算時には、更新が漏れていないか、ご確認のほどお願いいたします。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
(東京事務所)
港区南青山 2-2-15ウイング青山1025
電話 03-3746-1750
(埼玉事務所)
さいたま市浦和区岸町7-1-4
細田屋ビル
電話 048-816-6180
Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp